

福岡県公報

平成27年3月10日
第3675号

目次

告示(第191号-第204号)

○漁業共済の加入区の設定	(水産振興課)	1
○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の全部の解除	(環境保全課)	4
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定	(環境保全課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	5
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○廃川敷地等の発生	(河川課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7
公 告		
○落札者等の公示	(総務事務センター)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○落札者等の公示	(総務事務センター)	8
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(道路維持課)	8
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 務 課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○漁港漁場整備法に基づく特定漁港漁場整備事業計画の縦覧	(水産振興課)	9
○福岡県営住宅の駐車場の利用料金等の承認	(県営住宅課)	10
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	10

公安委員会

○福岡県公安委員会運営規則の一部を改正する規則	(警察本部総務課)	11
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	15
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	15
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活保安課)	16

告 示

福岡県告示第191号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第105条第1項第2号ロ及び漁業災害補償法施行令(昭和39年政令第293号。以下「令」という。)第9条第1項から第6項までの規定に基づき、法第104条第2号に掲げる漁業に係る区域及び区分(漁業共済の加入区)を定めたので、令第9条第7項において準用する令第7条第3項の規定により、次のように公示する。

漁業共済の加入区の設定(平成17年6月福岡県告示第1143号)は、廃止する。

平成27年3月10日

福岡県知事 小 川 洋

漁業共済の加入区 の名称	加入区 の区域	加入区 の区分
		総トン数1トン以上10トン未満の漁船によ

福吉加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧福吉漁業協同組合の地区	り主として底びき網を使用して営む漁業（以下「小型底びき網漁業」という。）
		総トン数1トン以上10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業（以下「小型船びき網漁業」という。）
		総トン数1トン以上10トン未満の漁船により営む漁業であって主としていか釣りを営む漁業（以下「小型特定漁業」という。） 、総トン数1トン以上10トン未満の漁船により営む漁業であって小型底びき網漁業、小型船びき網漁業及び小型特定漁業以外の漁業（以下「小型一般漁業」という。）並びに漁業法（昭和24年法律第267号）に定める第二種共同漁業のうち小型定置網漁業（以下「小型定置網漁業」という。）
		総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む二双吾智網漁業（以下「二双吾智網漁業」という。）
深江加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧深江漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業及び小型一般漁業
加布里加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧加布里漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業、小型特定漁業及び小型一般漁業
船越加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧船越漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業
		小型特定漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業 総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営むいわし揚繰網漁業（以下「いわし揚繰網漁業」という。）及び二双吾智網漁業
岐志新町加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧岐志新町漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業、小型船びき網漁業、小型特定漁業及び小型一般漁業
		二双吾智網漁業
姫島加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧姫島漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業、小型特定漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業

野北加入区	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧野北漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業 小型特定漁業及び小型一般漁業 総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業
	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧西浦漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業、小型特定漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業 二双吾智網漁業
唐泊加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧唐泊漁業協同組合の地区	小型特定漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業 二双吾智網漁業
	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧小呂島漁業協同組合の地区	小型一般漁業 総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業
玄界島加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧玄界島漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業 総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業
浜崎今津加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧浜崎今津漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業
能古加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧能古漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業 小型特定漁業及び小型一般漁業
	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧姪浜漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業 小型船びき網漁業 小型特定漁業及び小型一般漁業
伊崎加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧伊崎漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業 小型特定漁業及び小型一般漁業
	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧福岡漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業、小型特定漁業及び小型一般漁業
奈多加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち	小型底びき網漁業、小型特定漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業

	旧奈多漁業協同組合の地区	
志賀島加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧志賀島漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業
		小型一般漁業及び小型定置網漁業
弘加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧弘漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業
		小型特定漁業及び小型一般漁業
箱崎加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧箱崎漁業協同組合の地区	小型特定漁業及び小型一般漁業
新宮相島加入区	新宮相島漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業、小型船びき網漁業及び小型一般漁業
津屋崎加入区	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧津屋崎漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業、小型特定漁業、小型一般漁業、小型定置網漁業及び総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業
福岡加入区	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧福岡漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業及び小型一般漁業
神湊加入区	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧神湊漁業協同組合の地区	小型特定漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業
大島加入区	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧大島漁業協同組合の地区	小型特定漁業及び小型一般漁業
		総トン数10トン以上100トン未満の漁船により主としてまき網を使用していらい外を捕ることを目的とする漁業（以下「一般まき網漁業」という。）
		総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業であって一般まき網漁業以外のもの
地島加入区	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧地島漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業、小型一般漁業及び小型定置網漁業
鐘崎加入区	宗像漁業協同組合の地区のうち	総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業であって一般まき網漁業以外の漁業

	旧鐘崎漁業協同組合の地区	一般まき網漁業 小型船びき網漁業、小型特定漁業及び小型一般漁業
波津加入区	遠賀漁業協同組合の地区のうち 旧波津漁業協同組合の地区	小型特定漁業及び小型一般漁業
芦屋加入区	遠賀漁業協同組合の地区のうち 旧芦屋漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業
		小型特定漁業及び小型一般漁業 総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業
柏原加入区	遠賀漁業協同組合の地区のうち 旧柏原漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業
		小型船びき網漁業
		小型特定漁業及び小型一般漁業 総トン数10トン以上100トン未満の漁船により営む漁業
岩屋加入区	ひびき灘漁業協同組合の地区のうち 旧岩屋漁業協同組合の地区	小型特定漁業及び小型一般漁業
脇田加入区	ひびき灘漁業協同組合の地区のうち 旧脇田漁業協同組合の地区	小型特定漁業及び小型一般漁業
藍島加入区	ひびき灘漁業協同組合の地区のうち 旧藍島漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業
		小型特定漁業及び小型一般漁業
脇之浦加入区	北九州市漁業協同組合の地区のうち 旧脇之浦漁業協同組合の地区	小型特定漁業及び小型一般漁業
馬島加入区	北九州市漁業協同組合の地区のうち 旧馬島漁業協同組合の地区	小型特定漁業及び小型一般漁業
恒見加入区	豊前海北部漁業協同組合の地区のうち 旧恒見漁業協同組合の地区	小型特定漁業及び小型一般漁業

福岡県告示第192号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により指定した要措置区域について、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったため、同法第6条第4項の規定により、当該要措置区域の全部について次のとおり指定を解除する。

平成27年3月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定を解除する要措置区域
大牟田市四山町79番27、79番28、79番29、79番30、79番31、101番1、101番12、101番13及び101番14
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
ふっ素及びその化合物
- 3 指定を解除する要措置区域において講じられた指示措置等
規則別表第5の9の項の中欄に規定する盛土及び下欄に規定する舗装

福岡県告示第193号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成27年3月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定する形質変更時要届出区域
大牟田市四山町79番27、79番28、79番29、79番30、79番31、101番1、101番12、101番13及び101番14
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
ふっ素及びその化合物

- 3 規則第58条第4項第9号から第11号までの該当性
規則第58条第4項第11号（埋立地管理区域）に該当

福岡県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
那珂	県道	飯塚 大野城線	前	大野城市乙金東二丁目1168番3先から大野城市山田四丁目458番1先まで	8.4 ～ 32.0	3,390.0	
			前	大野城市乙金東二丁目1168番3先から大野城市山田二丁目573番5先まで	25.0 ～ 56.2	3,380.0	うち県道福岡早良大野城線重用延長1,040.1メートル
			後	大野城市乙金東二丁目1168番3先から大野城市山田四丁目458番1先まで	8.4 ～ 32.0	3,390.0	
			後	大野城市乙金東二丁目1168番3先から大野城市山田二丁目573番5先まで	25.0 ～ 56.2	3,380.0	うち県道福岡早良大野城線重用延長1,040.1メートル

福岡県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成27年3月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	飯塚線 大野城	大野城市乙金東二丁目1205番1先から 大野城市乙金東三丁目1217番13先まで

福岡県告示第196号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成23年3月30日福岡県告示第568号北九州市計画道路事業3・3・18号3号線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年3月10日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成10年3月25日から平成31年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

平成23年3月30日福岡県告示第568号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

平成23年3月30日福岡県告示第568号の事業地に同じ

福岡県告示第197号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成27年3月10日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

糟屋郡宇美町大字炭焼字内野谷右1116の21、1116の25

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字内野谷右1116の21・1116の25（以上2筆について次の図に示す部分に限る。

）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第198号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川課及び福岡県福岡県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年3月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 河川の名称
唐の原川水系唐の原川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成27年3月10日
- 3 廃川敷地等の位置
福岡市東区下原一丁目1343番3の一部
福岡市東区下原一丁目1344番2の一部
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地
172.22㎡

福岡県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	大川線 大木線	大川市大字下林314番1先から 大川市大字下林404番1先まで

福岡県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	新延線 植木	直方市大字植木2209番1先から 直方市大字植木2203番1先まで

福岡県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	八女線 香春	前	八女市星野村7921番1先から 八女市星野村7275番3先まで	5.4 ～ 48.0	4,886.0
			前	八女市星野村7921番1先から うきは市浮羽町妹川3703番1先まで	7.0 ～ 51.0	3,480.0
			後	八女市星野村7921番1先から 八女市星野村7275番3先まで	5.4 ～ 48.0	4,886.0
			後	八女市星野村7921番1先から うきは市浮羽町妹川3703番1先まで	7.0 ～ 51.0	3,480.0

福岡県告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年3月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	八女香春線	八女市星野村7755番1先から 八女市星野村7755番2先まで

福岡県告示第203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	後川内黒木線	前	八女市黒木町笠原2416番5先から 八女市黒木町笠原2416番1先まで	11.6 ～ 12.3	11.3
			後	八女市黒木町笠原2416番5先から 八女市黒木町笠原2416番1先まで	12.3 ～ 27.0	

福岡県告示第204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平

成27年3月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年3月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	後川内黒木線	八女市黒木町笠原2416番5先から 八女市黒木町笠原2416番1先まで

公 告

公告

契約の相手方等について、次のとおり公示します。

平成27年3月10日

福岡県知事 小川 洋

- 契約に係る物品等の名称及び数量
名称 投票用紙（知事） ほか4件
数量 4,160,000枚 ほか
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県総務部総務事務センター
 - 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 契約の相手方を決定した日
平成27年2月12日
- 契約の相手方の氏名及び住所
 - 氏名
福博総合印刷株式会社
 - 住所

福岡市博多区堅粕三丁目16番36号

- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
24,219,216円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(c)に該当

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市網分字クギ190番2から190番7まで、191番1及び191番2
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
飯塚市網分966番地の2
社会福祉法人 庄内福祉会
理事長 林田 俊一

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年3月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 調達物品名及び数量
GMサーベイメータほか2件（備43）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称
福岡県総務部総務事務センター

- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

- 3 落札者を決定した日
平成27年1月14日
- 4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名
株式会社千代田テクノル福岡営業所
- (2) 住所
福岡市博多区祇園町1番28号

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
11,830,525円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成26年12月2日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号及び第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県道路占用料徴収条例施行規則（昭和56年福岡県規則第19号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部道路維持課に備え置きます。

平成27年3月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見を募集しなかった理由
道路法等の一部を改正する法律（平成25年法律第30号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行ったものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当するため、また、国土交通省が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定により手続を実施して定めた通知と同一の内容を定めたものであり、福岡県行政手続条例第

37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

- 規則の公布日
平成27年3月10日

公告

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第47条の6第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る事務処理要領（平成24年3月23日23税第5288号福岡県総務部長通達）第4の4の規定により次のように公示する。

平成27年3月10日

福岡県知事 小川 洋

- 特約業者の氏名又は名称
有限会社尾上石油
- 主たる事務所又は事業所の所在地
久留米市諏訪野町2612番地
- 特約業者の指定取消年月日
平成27年2月1日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月10日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市大崎字後原746番1、747番1及び763番4から763番6まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市寺福童549番地87
日比 美千子 中山 貴浩

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月10日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市小郡字大原町2219番1
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
小郡市小郡2397番8
光武 一将 光武 理恵

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年3月10日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
朝倉郡筑前町朝日字後田1066番11、1066番70、1066番71、1067番1、1067番3から1067番8まで及び1067番14並びにこれらの区域内の水路である町有地の一部
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区住吉二丁目16番36号
株式会社リッツウエル
代表取締役 行武 忠孝

公告

福岡筑前海地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したいので、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第11項において準用する同条第4項の規定により公告する。

なお、当該事業計画の案は、平成27年3月10日から同月30日までの間、福岡県農林水産部水産局水産振興課において公衆の縦覧に供する。

平成27年3月10日

福岡県知事 小川 洋

公告

福岡県営住宅条例（平成9年福岡県条例第69号）第68条第2項及び第3項の規定に基づき、福岡県営住宅の駐車場の利用料金等を承認したので、同条第4項の規定により次のように公示する。

平成27年3月10日

福岡県知事 小川 洋

名称、位置及び利用料金等

名称	位置	駐車料等		承認年月日
		利用料金 (月額)	保証金	
福岡県営今里住宅	京都郡みやこ町	2,000円	6,000円	平成27年2月24日

公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成27年3月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 組合の名称
宗像市くりえいと北土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
宗像市くりえいと二丁目3番1号
- 3 設立認可の年月日
平成20年12月17日

4 変更の内容

事業施行期間を次のように変更する。

（変更前）平成21年1月7日から平成27年3月31日まで

（変更後）平成21年1月7日から平成28年3月31日まで

5 変更認可の年月日

平成27年2月27日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年3月10日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年2月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

（旧）NPO法人エリア福岡ストップ・ザ・飲酒運転推進協議会

（新）特定非営利活動法人和

(2) 代表者の氏名

村上 義昭

(3) 主たる事務所の所在地

（旧）福岡市東区箱崎四丁目37番21-101号

（新）福岡市東区馬出二丁目2番43-307号

(4) 定款に記載された目的

（旧）

この法人は、福岡県民に対して、交通モラルの向上の推進に関する事業を行い、飲酒運転撲滅活動に寄与することを目的とする。

（新）

この法人は、福岡県民に対して、交通モラルの向上の推進に関する事業を行い、飲酒運転撲滅活動に寄与することを目的とする。

さらに他団体との協力をしながら、交通安全を始めとする、地域の問題について行政に問題提起などを行いよりよい社会生活の実現につなげる組織作りをすることを目的とする。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第5号

福岡県公安委員会運営規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成27年3月10日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会運営規則の一部を改正する規則

福岡県公安委員会運営規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「管守」を「保管」に、「第25条」を「第26条」に改める。

第3条第1項中「福岡県警察本部総務課」を「福岡県警察本部総務部総務課（以下「総務課」という。）」に改める。

第4条第3項中「福岡県警察本部長」の次に「（以下「警察本部長」という。）」を加え、同条第4項中「福岡県警察本部長」を「警察本部長」に改める。

第8条第2項中「場合」を「とき」に改める。

第9条中「総務課長」を「総務課の長（第23条第1項において「総務課長」という。）」に改める。

第13条第1項中「認可」を「認可等」に改める。

第14条の見出し中「場合」を「とき」に改め、同条中「公安委員会」を「委員会」に改める。

第15条第2項中「前項」の次に「に規定する職員（福岡県警察の職員をいう。以下同じ。）」を加える。

第16条第1項中「総務課員」を「総務課の職員」に改め、同条第2項第4号中「その他」を「前3号に規定するもののほか、」に改める。

第18条第4号中「許可認可」を「許可、認可等」に改める。

第19条中「前条の」を「前条に規定する」に改める。

第5章の章名中「管守」を「保管」に改める。

第20条第3号中「前2号」の次に「に規定するもの」を加える。

第22条中「すべて」を「全て」に改める。

第23条第1項中「総務課次席」を「総務課の委員会を補佐する事務を掌理する管理官」に改め、同条第2項後段を削り、同条に次の1項を加える。

3 前2項の保管責任者は、必要があると認めるときは、保管補助者を指定して公印を使用させ、又は保管させることができる。

第24条の見出し中「公印」を「公印等」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 公印の使用を必要とするときは、施行文書（決裁文書（決裁を終えた文書をいう。以下この条において同じ。）を施行するため浄書した文書をいう。次項において同じ。）に決裁文書を添えて、保管責任者又は保管補助者（以下この条において「保管責任者等」という。）に請求するものとする。この場合において、第20条第1号及び第2号に規定する公印の使用を請求するときは、公印使用簿（様式第3号）により、保管責任者等の確認を受けるものとする。

3 前項の規定による請求を受けた保管責任者等は、施行文書と決裁文書を照合して相違がないことを確認の上押印し、原則として施行文書と決裁文書に契印をしなければならない。ただし、保管責任者等は、公印の使用を請求した職員が保管責任者等の面前で公印を使用するときに限り、当該職員に押印させ、及び契印をさせることができる。

第25条中「第20条第1号」の次に「及び第3号」を加える。

第25条の次に次の1条を加える。

（補則）

第26条 この規則に定めるもののほか、委員会の公印に関し必要な事項は、福岡県警察公印規程（平成11年福岡県警察本部訓令第40号）の例による。

様式第1号中「第16条」を「第16条関係」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号 (第 2 2 条関係)

公 印 登 録 簿

公 印 名	調製年月日	改廃年月日	印 影	摘 要

様式第2号の次に次の1様式を加える。

別表中「別表」を「別表（第21条関係）」に、



附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

福岡県公安委員会告示第72号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成27年3月10日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成27年4月24日（金） 午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神一丁目3番33号 中央警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令

	猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第73号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成27年3月10日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成27年4月17日（金） 午後1時30分～午後4時30分	筑後市大字山ノ井338番地 筑後警察署 会議室	筑後警察署
平成27年4月23日（木）	朝倉市甘木225番地1	朝倉警察署

午後1時30分～午後4時30分	朝倉警察署 会議室	
平成27年4月25日(土) 午後1時30分～午後4時30分	行橋市行事三丁目12番1号 行橋警察署 会議室	行橋警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第74号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(技能講習)を次のとおり開催するので告示する。

平成27年3月10日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成27年5月14日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各日18名
平成27年5月21日(木) 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
平成27年5月14日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,300円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問合せは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。